

児童の行方不明が発生した際の対応

捜索について

- ・関係者（保護者、学校、警察、障害福祉課）に報告する。
- ・捜索担当職員は、児童の家が施設に近い場合は寄ってみる。同時に自宅の隣近所周辺も捜索する。
- ・児童の日頃の行動を考慮して、まず付近の捜索を行い、それでも見つからない場合は、管理者又は施設に定期的に連絡を入れて他の情報を確認するとともに、必要に応じてさらに対応を考える。
- ・施設外を捜す場合は、連絡用として携帯電話を持って出かける。
- ・捜索の結果、児童のいる場所が確認できたら必要に応じて応援職員を要請する。

事後処理について

- ・児童が見つかったら、関係者（保護者、学校、警察、障害福祉課）に報告する。
- ・職員全体で今後の対応を検討し、「ヒヤリ・ハット報告書」を作成。
- ・内容によっては、事故の報告書を障害福祉課へ提出する。